

平成24年8月30日

厚生労働省健康局水道課 御中

地方公共団体等の方々（水道・工業用水道事業）に対する
2回目の請求受付の開始について（通知）

東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、被害を受けられた皆さまへの迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでいるところですが、このたび、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を踏まえ、地方公共団体等の方々（水道・工業用水道事業）に対する2回目の請求受付を、以下のとおり実施させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

1. 対象期間

平成23年12月1日から平成24年3月末日までの間に支出確定した損害についてご請求をいただくこととし、以降の期間に関しましては、改めてお知らせいたします。

なお、今回、初めてご請求いただく方々につきましては、今回の請求書にて事故発生日（平成23年3月11日）から平成24年3月末日までの間に支出確定した損害について一括のご請求も可能です。

2. 受付開始時期

9月上旬より受付を開始することを予定しております。

3. 受付方法

○ご請求書の形式

これまでのデータ形式のご請求書から、紙形式（手書き）でのご請求書に変更させていただきます（2回目の受付開始以降はこれまでのデータ形式のご請求書はご利用いただけなくなります）。

○お問合せ方法

ご請求書及び解説書等につきましては、以下のお問合せ先にてご案内いたします。
「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」

以 上